

去る 2 月 1 日(水)、サンパール荒川にて、加藤久忠先生(自治問題研究所)をお招きして、学習会を開催し、「子どもから給食室を奪わないで」というテーマで講演をいただきました。

加藤先生には、保育園における給食の歴史を踏まえ、どのような背景で委託の問題が出てきているのか、今度どのようなことが予想されるのか、どのような視点をもって対応すればよいのかなど、いろいろなことをお話いただきました。参加者からは、「話をきいて、委託の背景をすっきりと整理することができ、これからの取り組みの栄養をいただきました。」という声が多数きかれました。

大雨の日でしたが、保育園保護者、職員などあわせて 85 人もの参加があり、実りある学習会となりました。

荒川区とひぐらし・三河島保育園保護者代表との第二回意見交換会(1月31日(火)開催)が開催されました。

日時：1月31日(火)午後6時～7時 場所 ひぐらし保育園事務室

参加者：石川児童福祉課長、風間保育係長、三河島保育園及びひぐらし保育園園長・副園長
三河島保育園及びひぐらし保育園保護者代表(各3名)

業者選定の進行状況について

1月30日に選定委員会を開催し、推薦する業者を選定した。

以下の条件をクリアした5社を選定 経理部に推薦

- ・ リストアップした都内業者 50 社に対して意向調査書を送付 返答は 26 社
- ・ 26 社のうち 0 歳児の給食受託経験 2 園以上の条件をクリアする 15 社でさらに詳細審査
- ・ 配置する職員の要件；責任者が栄養士資格をもつ正社員でかつ 0 歳児給食の経験が 2 年以上 10 社が可、副責任者が保育園または病院給食経験者の正社員 10 社が可
- ・ 3 月中の引継ぎ対応の可否：10 社が可
- ・ 代行保証制度の有無：11 社が有
- ・ 食中毒マニュアルの内容評価、食品衛生責任者の配置の可否
- ・ 過去 3 年間食中毒で行政処分を受けていない 11 社
- ・ 区や市、法人等への聞き取り調査(実績評価) 5 社、 7 社、×3 社

引継ぎについて

引継ぎ時に実際に調理に携わることができるかどうかについては、保健所に確認中。

動線の確認が主

仕様書に盛り込む内容

- ・ 年 3 回の試食会の実施：試食会の詳細内容については、各園で決める

「子どもから給食室を奪わないで」 講師：加藤 久忠先生 2月1日(水)学習会の様子

給食の歴史

保育園や高齢者、障害者などの、社会福祉施設では、戦後40年間給食の業務委託は禁止されてきました。

1987年法律改正で、高齢者など一部の福祉施設の給食は委託が認められましたが、乳児院、保育所、養護施設などの児童福祉施設では委託を認めませんでした。これは、子どもを保育する施設では、保育と食事が切り離せないことを、誰もが認めていたからです。

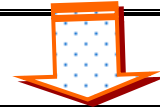
しかし、1997年厚生省が保育所の給食委託を認める方向を示唆。(第一弾)

施設内の調理室を使用しての限定委託で、外部持ち込みは許してはいない。

保育園の給食が危機を迎えてるって知ってる？

保育園給食、今後の可能性・・・

第一弾
民間委託



第二弾
給食室の廃止と外部搬入

どうしてそうするの？

保育所運営に最小の経費で最大の利益を生み出すため
一度に作り配食できる給食産業の育成

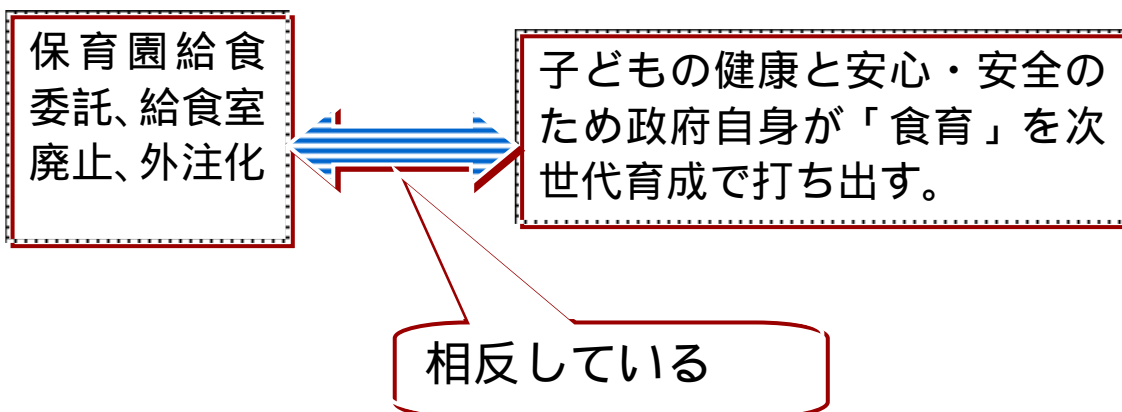
- 1998 厚生省は給食室のない「保育園の分園」を認める。
- 2000 厚生省は保育所運営に営利企業の参入を認める。
- 2001 行政改革本部が「給食を施設外で調理し搬入する選択肢を含め引き続き緩和を検討」
- 2003 日本経団連が認可保育所制度について「調理室必置義務」「屋外階段設置義務」の見直しを要求
- 2005 構造改革特区推進本部評価委員会で「公立保育所における給食の外部搬入」についてはひとまず再評価となる

保育園給食は保育の重要な要素

厚生労働省はなぜ児童福祉施設の給食の外部委託を最後まで抵抗したのか？



保育園給食委託、給食室廃止、外注化の流れがある一方で、子どもの健康と安心・安全のため政府自身が「食育」を次世代育成で打ち出さざるをえない状況があります。



子ども達の成長には、給食室と保育室とのかかわりが大切

保育現場と給食現場の連携を不可能にする「委託の仕組み」

委託の法的性格：委託は民法上の請負に分類され、民法 632 条から 642 条に規定されます。

この民法上の決まりを給食の委託にあてはめると...

園長や栄養士、保育士など、区の職員が委託職員に直接指示・注文はできません。そのため、法律どおりに行うと、保育現場の実態に合わない事態が生じます。それは公立保育園の仕事がうまく行かなくなることであり、行政責任が遂行できないことにつながります。

既に委託された他の区では、保育をうまく進めるため、委託業者に直接指示しているところもあります。つまり法律を守るべき行政が、法律違反を行って、何とか間に合わせているのです。

各区の取り組み

<江東区>

父母と職員が委託に反対し、0歳児だけは委託になっていない。つまり同じ給食室で0歳児の食事は区の職員が作り、1歳以上の子どもの食事は委託業者が作っている。

<墨田区>

保育園給食の委託はされましたが、0歳児園の給食は直営のままです。

質問

Q. チェック機構はどのようにすればよいでしょうか？

A. 何よりも保育士の目が大切。保育士は日常の中で、委託によりどのように変化したか、何ができなくなったか等を見ていくこと。一方、親はできるだけ献立を点検していくこと。年に数回の給食試食会では、チェックは難しい。チェック機構に利用されないようにする。

「保育園給食を考える荒川区民の会」は保育園給食をよりよくする会です。
多くの方のご参加をお待ちしています。

「保育園給食を考える荒川区民の会」はチェック機構を検討中！！

平成18年4月から、三河島保育園・ひぐらし保育園の給食調理業務が民間委託されるにあたり、そのチェック機構をどのように要望していくか検討しています。皆さん、ご意見をお聞かせください。

